

事前審査申請書

平成 年 月 日

一般財団法人 滋賀県建築住宅センター
理事長 様

申請者(建築主)

申請者は代理者ではなく
建築主の氏名および押印
をお願いします。

(氏名) 住宅 一郎 印

確認に係る申請書作成・申請手続要領に基づき事前審査を依頼します。申請を行うにあたり確認に係る申請書作成・申請手続要領を遵守します。な
項は、事実と相違ありません。

申請場所の地名地番を記入して下さい。
(住居表示ではありません)

敷地の地名地番	滋賀県〇〇市〇〇町字〇〇		
代理者の連絡先	【事務所名】 【氏名】	〇〇建築設計事務所 住宅 次郎	
	【TEL】	077-***-***	【FAX】 077-***-***
	【mail】	***@***	
提出書類等確認欄(提出書類等のチェックをお願いします)			
添付			
<input checked="" type="checkbox"/>	正本 1部	<input type="checkbox"/>	その他必要な書類
<input type="checkbox"/>	副本 1部(本申請時でも可)	<input checked="" type="checkbox"/>	工事届
<input checked="" type="checkbox"/>	建築計画概要書	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	敷地調査報告書	<input checked="" type="checkbox"/>	(例)既存不適格調書
<input checked="" type="checkbox"/>	委任状(事前審査申請用)	<input checked="" type="checkbox"/>	(例)工場・危険物調書
※ 受付欄		※ 審査済欄	
		※ 特記事項等	
		(振込依頼人名)	
		H — (申請者名)	

事前審査申請終了後に本申請を郵送される場合はこちらの番号および申請者名(建築主名)にて銀行振り込みを行って下さい。

(注意事項)

- 郵送等申請の場合、郵送中のトラブル(書類の紛失等)についてセンターは責任を負えないため、申請者(建築主)は自己の責任において確実な方法で申請して下さい。また、送料については申請者(建築主)の負担となります。
- 建築基準法第6条第1項第4号に係るもの及び工作物、建築設備に関してはセンターが「申請書等の修正を求める書面(事前審査)」の通知をした日から1カ月以内に、同項第1号から第3号に係るものは「申請書等の修正を求める書面(事前審査)」の通知をした日から2カ月以内に処理ができない場合は、処理が遅延する特別の理由がある場合を除き無効となります。
- 事前審査申請後は図面等の変更は行わないで下さい。
- 事前審査終了後は直ちに本申請の手続きを行って下さい。